

選定療養費の改定について

医療機関の機能分担を図ることを目的として厚生労働省より制定された制度であり、紹介状をお持ちでない方には、診療費とは別にご負担いただいております。

令和4年10月1日より下記の金額を徴収させていただきます。
当院を受診される方は、かかりつけ医の紹介状をお持ちください。

選定療養費の種類	対象の方	金額
初診時 選定療養費	初診の際に、他の医療機関からの診療情報提供書(紹介状)を持たずに受診された方	5,500 円 → 7,700 (税込) 円
再診時 選定療養費	治療により状態が落ち着いた後、当院担当医が他の医療機関へご紹介をした後も、当院での治療を希望し受診された場合。	2,750 円 → 3,300 (税込) 円

◆ 初診とは

1. 当院に初めて受診される方
2. 当院に半年以上受診されていない方（予約のある方は除く）
3. 以前に当院を受診したことがあっても、すでにその傷病が治癒している方
4. 患者さんの一方的な都合や判断で治療をやめてしまった方（慢性疾患等明らかに同一疾病であると判断される場合以外は、同じ疾病でも初診になる場合があります）

◆ ご負担の対象とならない場合

- ・ 救急車、救急で搬入の患者
- ・ 妊娠・ご出産の方
- ・ 国の公費負担医療制度の受給対象者
- ・ 労災、公務災害、交通事故、予防接種の場合
- ・ 特定の障害、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象の方